

参議院議員通常選挙

投票日

7月20日

7時～20時

当日投票

お住まいの地域で

投票日(7月20日)の投票は、入場券の表面に記載の投票所に限られます。ご確認の上お出かけください。

※第10投票区(市役所5階)

期日前投票 7月4日(金)～19日(土)	投票区に関係なく投票が可能です。
当日投票 7月20日(日)	第10投票区の選挙権を持つる人のみが投票可能です。

投票所の場所が変わります

第13投票所

光陽希望ヶ丘保育園



在良小学校 屋内運動場

※光陽希望ヶ丘保育園が園舎建て替え工事を行っているため、今年投票所を変更します。

不在者投票

入院・長期出張などで
投票所へ行けない人は

①病院や施設に入っている人は、三重県が指定した施設であれば、その施設で投票することができます。病院や施設に、相談してください。

②市外に長期出張中や帰省中で、期日前投票や当日投票ができない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できます。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便投票

お体が不自由で
投票所へ行けない人は

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの人で、その程度が一定の要件に該当する人は、ご自宅などで投票することができます。

郵便投票を利用するには事前に市選挙管理委員会へ交付申請する必要がありますので、お問い合わせください。

要件(要介護5、両下肢の障害2級など)の詳しい情報は、市ホームページに掲載しています。

投票所入場券

入場券がなくても、
手ぶらで投票できます

もし入場券が届かなかつたり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて、投票所で本人確認ができれば投票できます。「投票所入場券」がないことを投票所の係員に伝えてください。書類に記入して本人であることを宣誓していただきます。

投票所入場券は7月3日(木)前後に、皆さんのご家庭へ届くよう郵送する予定です。

選挙公報

誰に投票しますか

大切な一票を投じるために、候補者の政策や公約などを知ることが大切です。これらが記載された選挙公報を、中日新聞の折り込み、または各家庭のポストに7月18日(金)までに投函する予定です。

何らかの事情で届かなかった場合は郵送しますので、市選挙管理委員会にご連絡ください。市役所、各地区市民センター、各まちづくり拠点施設などの市の施設に備え置きし、市ホームページにも掲載します。

期日前投票

ライフスタイルに合わせて

投票日に予定がある人、お出かけのついでに投票したい人には、期日前投票がおすすです。期日前投票はお住まいに関係なく、いずれの期日前投票所でも投票することができます。今回の選挙でも、桑名駅自由通路に期日前投票所を開設します。これまで開設していたサンシティでは実施しませんが、6月にオープンした消防庁舎等複合施設内の「大山田まちづくり拠点施設」2階に新たな期日前投票所を開設します。

期日前投票を行うには、「宣誓書」を記入する必要があります。投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので、記入してお持ちください。なお、「宣誓書」は各期日前投票所にも用意してあります。

期日前投票できる場所と日時

市役所5階	7月4日(金)～19日(土)	8時30分～20時
多度地区市民センター	7月12日(土)～19日(土)	8時30分～20時
長島地区市民センター	7月12日(土)～19日(土)	8時30分～20時
桑名駅自由通路	7月14日(日)～18日(金)	17時～20時
大山田まちづくり拠点施設2階	7月18日(金)～19日(土)	8時30分～17時

利便性のよい投票環境へ

投票率の向上をめざして、有権者が選挙しやすい投票環境の整備を進めていきます。

お出かけのついでに投票したり、お住まいに関係なく利用しやすい投票所で投票したり、ライフスタイルに合わせて投票してください。

また、Kーバス(桑名市コミュニティバス)を利用して期日前投票所で投票した人は往復運賃が無料になります。往路では入場券を、復路では投票済証明書を持参してください。

若い世代による選挙啓発

市内在住の中学生、高校生、大学生を対象に、若年層の投票率の向上を検討する投票率向上委員を募集し、一緒に選挙啓発活動に取り組んでいます。

今回の選挙では、桑名駅自由通路で選挙の啓発ティッシュを委員の人に配布していただく予定です。

若い世代の「声」をぜひお聞きください。



安心して投票できるように

投票に際し支援が必要で、口頭による申出が困難な人にご使用いただくため、桑名市では独自に「投票支援カード」を用意しています。

このカードを投票所の係の人に渡すと、係の人が投票用紙を代わりに書いてくれたり(代理投票)、付き添ってくれたりします。

また、投票所に来られた人で、視覚が不自由な人のために「点字投票」があります。

今回の選挙から、安心して投票用紙に記入していただけるよう「投票用紙記入補助具」を導入します。この補助具は、記入欄の位置が切り抜かれており、表面を手で触ることで、記入する場所が分かりやすくなっています。

いずれの場合についても、投票所の係の人に申し出てください。

選挙の詳しい情報は市ホームページで見ることができます。



市HP

市選挙管理委員会(総務課内) ☎ 24-1216 FAX 24-1350